

受付番号： 2019-1-064

課題名：胃粘膜萎縮による胃癌発癌機構の解明

1. 研究の対象

2014年5月～2024年4月に東北大学病院において
消化器内科に入院し胃癌の内視鏡的治療または総合外科に入院し開腹手術を受けられた方
消化器内科外来で上部消化管内視鏡検査中に生検（病理組織検査）を行った方

2. 研究目的・方法

日本において胃癌死亡率および罹患率は依然高い。胃癌発癌の原因の1つとして、ヘリコバクター・ピロリ感染や加齢による固有胃腺数の減少、いわゆる胃粘膜萎縮が挙げられる。そこで、胃粘膜萎縮の発生、さらにその過程で派生する胃癌発癌のメカニズムの解明を目的とする。この研究によって、臨床における胃粘膜萎縮進展や胃癌発生リスクの補助的診断や治療薬創薬の基礎的資料となると思われる。2014年5月から2024年4月までの間に、東北大学病院消化器内科において診療として行われた上部消化管内視鏡検査で得られた慢性胃炎および胃癌の胃生検組織標本、内視鏡治療で得られた胃癌病理組織標本、さらに東北大学病院総合外科において胃癌のため開腹手術が行われ、得られた胃病理組織標本を対象とする。2014年5月から2024年5月の研究期間中に、これらのパラフィン包埋標本を用いて、胃分化、ヘリコバクター・ピロリ感染に対する免疫応答、癌増殖、加齢に関わるタンパクやmRNAの発現を免疫組織化学（免疫染色）や定量PCRを用いて検討する。そして、年齢、性別、胃癌肉眼型、胃癌病理組織型、深達度、転移の有無、*H. pylori*感染の有無等の臨床病理因子との相関を検索する。また、この研究では患者ゲノムの塩基配列を同定するDNA解析は行わない。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

病理・生検材料：胃

カルテ情報：年齢、性別、病歴、治療歴、カルテ番号、病理検体番号、
胃癌の肉眼型、内視鏡検査画像、病理組織型、深達度、転移の有無、
*H. pylori*感染の有無等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

本学単独研究

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

東北大学病院 消化器内科

(東北大学 医学系研究科 保健学専攻 成人看護学分野

研究責任者 今谷 晃

電話：022-717-7171

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合